

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年6月14日

行政委員会事務局 選挙課

1. 当該公募の趣旨

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、選挙人名簿管理を含む20業務が標準仕様書に準拠したシステムに移行することが求められている。

こうした中、選挙人名簿管理システムは、現行システムと標準仕様システムとの間に多くの差異が予見されており、また当該標準化とともに選挙人名簿管理システムを搭載するシステム基盤もクラウドをベースとした北九州市クラウド共通基盤（仮）に再構築される。そのため、円滑なシステム標準化へ向けて、高度な知識と技術のあるベンダーに業務を委託し、情報収集・調査分析、業務見直し等を行うものである。選挙人名簿管理システム標準化対応支援業務委託について、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても、「3. 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3. 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合には、指名競争入札を実施する予定である。

2. 業務の概要

（1）業務名

選挙人名簿管理システム標準化対応支援業務

（2）業務内容

北九州市の現行選挙人名簿管理システム（期日前・不在者投票システム、国民投票システム含む）と標準仕様選挙人名簿管理システムとの差異の分析や、北九州市クラウド共通基盤（仮）の分析・調査を実施し、標準化対応システムへの円滑な移行を支援する。

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 応募要件

（1）基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

※参加意思確認書提出時に有資格業者であることが必要。

ウ 有資格者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア スケジュール・実施体制の提出

契約締結後、本業務全体の詳細なスケジュール及び受注者の実施体制表を提出し、発注者の承認を得ること。また、本委託業務を担当する者は、標準準拠システムの仕様に精通しており、本業務を円滑に進行ができる者とする。

イ 業務実施体制への助言

本業務を遂行していくための業務実施体制について、提案・アドバイスを行うこと。

ウ 定例会議等の設定

本業務を遂行するにあたる立ち上げ会議、定例会議等の資料作成、日程調整、役割分担等を行うこと。

エ 関係所管課へのヒアリング

必要に応じてDX・AI戦略室等の関係所管課へヒアリングを行い、本市が構築予定の北九州市クラウド共通基盤（仮）への円滑な接続、バッチ処理等の技術的な調査を行うこと。

オ 標準仕様書とのFit&Gap分析の実施

現行システムと標準仕様の機能・帳票要件や帳票レイアウト、業務フロー等との差異や課題を洗い出すこと。

その差異や課題について、分析結果をもとに業務フロー、業務マニュアルの改訂等、業務の見直しにかかる支援を行うこと。

標準化対象以外の機能について、必要に応じて調査を行うこと。

カ 標準化移行計画の策定

実施した分析及び検討結果に基づき、標準仕様書への対応方針、スケジュール、移行方法など記載した移行計画を策定すること。

キ その他

必要な作業等があれば提案を行い、市と協議の上、実施または検討すること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所：北九州市小倉北区大手町1番1号

担当課：行政委員会事務局選挙課

担当：竹田・近藤

電話番号：093-582-3071

FAX 番号：093-582-3016

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年6月15日～令和7年6月30日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限内に直接持参すること。

(4) その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。